

有限会社しらさぎ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和12年3月31日

2. 内容

目標：産前産後休業、育児休業、育児休業給付、産前産後・育休中の社会保険料免除等制度の周知や情報提供を行う。また、年次有給休暇取得の促進を図っていく。

<対策>

令和5年4月～最新法令に基づき、リーフレットを作成し、社員に配布。

年間6日以上の子次有給休暇取得の為の希望日をヒアリング。

令和6年4月～最新法令に基づき、リーフレットを作成し、社員に配布。

年間6日以上の子次有給休暇取得の為の希望日をヒアリング。

令和7年4月～最新法令に基づき、リーフレットを作成し、社員に配布。

年間6日以上の子次有給休暇取得の為の希望日をヒアリング。

令和8年4月～最新法令に基づき、リーフレットを作成し、社員に配布。

年間6日以上の子次有給休暇取得の為の希望日をヒアリング。

令和9年4月～最新法令に基づき、リーフレットを作成し、社員に配布。

年間6日以上の子次有給休暇取得の為の希望日をヒアリング。

3. 内容

目標：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのリーフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

令和7年1月～社員へのアンケート調査、検討開始

令和7年1月～制度に関するリーフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知。